



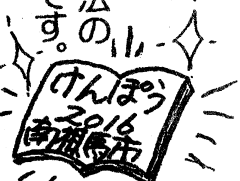
<東日本大震災>から5年。記憶は…… 2011(平成23)年3月11日(金)14時46分18秒
震源地:宮城県牡鹿半島の東南約130km、深さ24km。M. 9.0。震度6弱。
<福島第一核発電所> ●12日15時36分1号機で水素爆発 ●14日11時01分3号機水素爆発
●15日6時10分2号機爆発 ●6時14分4号機爆発 ●9時38分4号機で火災発生
■南相馬市の犠牲者は、津波で636人(福島県内市町村一)、震災関連死は485人(全国一)。

3.11以来、侵されたままの私たち被災者の「人権」

5年前のあの日から、大震災よりも特に人災の“核災(原発事故)”で、私たち被災者の人権は次のように侵されたままです。さまざまな裁判が起こされていますが、ごく当然の主張や訴えです。<『福島は訴える』かもがわ出版・元福島大学長・福島県九条の会代表吉原泰助先生の論文より>

- ①恐怖と欠乏から免れ、平和に生存する権利(憲法前文)
←放射能の恐怖から必至に逃げた原発周囲の人々、5年経っても放射能による健康障害への不安、まるで戦争時と同じです。
 - ②個人としての尊重、生命、自由、幸福追求の権利(憲法第13条)
←避難生活、自宅でも、特に仮設住宅でのプライバシーのない、人間の尊厳も人格も蔑ろにされ、まして幸福追求など望めません。
 - ③法の下での平等(憲法第14条)
←「福島県民」ということで受ける様々な不利益や不平等や差別や偏見、現在も進行中です。中央が地方を見下しています。
 - ④居住・移転・職業選択の自由(憲法第22条)
←先祖代々の家にはもう数十年、あるいは永久に住めなくなり、遠隔地への移転。また不本意な職業に変更も強いられています。
 - ⑤健康で文化的な最低限度の生活の保障・生存権(憲法第25条)
 - ⑥能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利(憲法第26条)
←志望校や合格校の断念や取り消し、劣悪な環境の仮設や間借りの教室や校舎では、学習も学校行事も部活動も不十分な状態です。
 - ⑦勤労の権利(憲法第27条)
←仕事もなくなり、勤労の権利が一方的に奪われ、補償も不公平。
 - ⑧財産権(憲法第29条)
←放射能の汚染地帯となり、不動産の価値はゼロや下落。所有権や営業権、水利権、漁業権、鉱業権なども侵されています。
- また、福島第一原発内で被曝の危険に身をさらし、原子炉の廃炉作業に従事したり、除染作業にあたっている人々の「人権」も、ほとんど報道されませんが、被災民以上に蔑ろにされているのではないのでしょうか。

憲法記念日前に、「憲法」が配布されますように!!
昨年三月に私たち「九条の会」が市議会に陳情し採択された「憲法の市内全戸配布」は、今年五月の憲法記念日前に実施してほしいものです。



「高浜原発差し止め」裁判 原町区からの避難の青田勝彦さんらも参加



▲青田さんご夫妻

1・2月に再稼働した関西電力高浜原発3、4号機について、3月9日大津地裁は滋賀県の住民29人の訴えを認め、2基の運転差し止めの仮処分を決定。「福島から学んだ判断」と評価されています。

自宅が事故原発から北25kmで、原町区から大津市に避難している青田勝彦さん(本会会員)は、40年来福島原発訴訟の中心になって活動してきました。この裁判でもご夫妻は申立人になり、福島原発事故の不条理を訴え、それが裁判を動かし勝利を勝ち取ることができたと確信します。青田さんは裁判所前のテレビにも映っていて、電話では「天にも昇る気持ち。今日は妻の恵子の誕生日で、避難以来の5年間で一番嬉しい日になりました」と話しています。

<会員さんからのお願い>



相馬弁の「アンベフリー」が大ウケ!

「会報は毎月被災地の故郷の貴重な情報で、楽しみにしています。憲法が危機にさらされている昨今、諦めずに声をあげることが大切だと感じます。先日送って戴いた『憲法』復刻版は17歳の息子に渡しました。すぐに選挙に行くようになりますが、一票を大切にしたいと思います。会報に相馬弁の「アンベフリー（安倍悪い）」は息子が大ウケしていました（笑）。

また、教員組合発行の『福島から伝えたいこと』第3集の高校生の被災体験集を読んで、胸が締めつけられる思いでいます。」

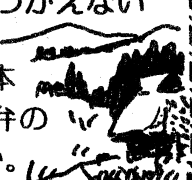
（南相馬市出身、横浜市緑区 田中祐子さん）

「アンベフリー」の大ウケに応じて、県外の

南相馬市二世のための **相馬弁紹介**

- カスカタル→生意気なことを言う
- カンカチ→火傷（古語の「かがち（ほおずき）」の赤く熱したからきているそうです）
- セテッテ→連れて行って（常磐道鹿島スマートICは「セテッテかしま」と命名された）
- サスケネエ→大丈夫・差しつかえない
- タンガク→持ちあげる

『おくにことばで憲法を』という本もあります。どなたか「相馬弁の憲法9条」を考えてみませんか。



<事務局より>

◆大震災、福島第一原発の事故から5年。会員の皆さまは如何お過ごしでしょう。全会員441名の中、約60名の方がまだ市外に避難しています。南相馬市に住んでいても様々なストレスを抱えておられるかも知れません。発想を転換したり、健康だったら何でもできますね。

『会報集録その②』は、会報101号～270号の集録です。「記録されなければ、記憶されない」（宮本常一）の思いで発刊。各図書館に寄贈していますが、もし個人でご希望の方は事務局員へお申し出ください。協力カンパ1000円をお願いします。



<会員さんの新聞投書>

▼2016年2月20日『福島民報・みんなのひろば』

政権批判の報道 排除を図る怖さ

南相馬市・齋藤 良一 (無職 65)

「郵政選挙」が行われた際、自民党から選挙戦略構築を依頼された広告会社は「B層」をターゲットにすべきの方針を示し、それに乗って自民党は衆院選に圧勝したという。

「B層」とは何となく「改革」などを支持し、

内容や自分にとってどのような影響があるかなどを考慮することなく内閣を支持したり、投票したりする層だとされていた。その層の人たちをそのままにさせることが、政権を握る政党にとっては都合がいい。

政権に批判的なコメントーターやキャスターをテレビの報道番組から硬軟織り交ぜた手段で排除していることから、多

くの国民に真実を知らせず、冷静に判断させることなく、自分たちの政策を進めようという狙いが読み取れる気がする。さらに最近の総務相の国会答弁。政治的公正を欠く報道をする局に対し電波停止の措置も取らない。政権を批判するのは政治的中立・公正ではないというのだろうか。近代民主主義の原理さえ否定する政権のように思える。政策の内容を知らずに支持したり、無関心でいたりしていいはずがない。

「まあいんじやないめんどうかい
関心ないよ
細かーいとは言わないの
寄らば大樹の蔭

◆3.11が過ぎれば、震災や核災のことは忘れられ、東京五輪一色になりそうですが、「9条護れ」「戦争するな」「軍備より防災を」「脱原発」「見捨てるな」などの発信を続けましょう。

◆県内小児甲状腺がんは116人、がんの疑い51人。それでも県民健康調査検討委員会は「放射線の影響とは考えにくい」と。もしも自分の子や孫だったら……。すべて「次の世代のため」大人は頑張らなければいけません。（山崎）

<「はらまち九条の会」事務局・市外局番はTEL0244>

- 会長：平田慶肇（ひらた けいいち） TEL24-1211・FAX24-4825
- 事務局長：早坂吉彦 〒975-0016南相馬市原町区仲町2-161 TEL22-0326
- 事務局次長：山崎健一 TEL090-7527-5453 Eメール：yamazakiken1@gmail.com
- 会計：井上由美 〒975-0031南相馬市原町区錦町1-43井上薬局内 TEL22-7511・FAX26-0892
- 石田賢二 TEL080-5556-4037 ○番場恵子 TEL22-0715 ○志賀勝明 TEL090-9530-5524
- HP：大浦祥見 TEL24-0704 ○栗村文夫・桂子 TEL090-8851-6904 ○田中徳雲 TEL090-2796-4066

